

児童扶養手当の支給を希望される方、 現在支給を受けている方へ

問 こども家庭課
☎内線1733

児童扶養手当とは

児童扶養手当は、父母の離婚などにより父または母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭の生活の安定と自立の促進を目的として支給される手当です。

児童扶養手当の申請

◆支給対象

【表1】のいずれかに当てはまる「児童」を監護（保護者として生活の面倒をみる）している母、「児童」を監護し、かつ、生計を同じくする父または母にかわってその児童を養育している方

（養育者）が手当を受けることができます。

※「児童」とは18歳に達する日以降、最初の3月31日（18歳年度末）までにある児童をいいます。ただし、心身におおむね中度以上の障がい（特別児童扶養手当2級と同程度以上の障がい）がある場合は20歳未満までとなります。

児童扶養手当の額

所得に応じて手当の区分と金額が異なります。就労などで収入がある方は、所得に応じて手当は一部支給となります。所得制限限度額以下

上の所得の場合、手当は支給停止となります。

※全国消費者物価指数の実績値により、手当額は変更となります。

◆支払月

4月、8月、12月にそれぞれの前月分まで支給されます。

◆必要な書類（認定請求書に必要な書類）

認定請求書には、戸籍謄本などを添付することになります。手当を受ける方の支給要件によって添付する書類が異なりますので、こども家庭課までお問い合わせください。

◆所得制限

受給資格者、その配偶

者または同居（世帯分離している世帯を含む）の扶養義務者（父母・祖父母・子・兄弟など）の前年の所得が一定額以上であるときは手当の一部または全部の支給が制限されます。※平成30年8月分（12月支給）から全部支給の所得制限限度額が引き上げられます。

認定後の届出義務

認定を受けた方は以下のような届出義務がありますので、事由が生じたときはすみやかに届出てください。

◆現況届

受付期間：8月17日（金）～23日（木）※8月18日（土）・19日（日）も実施。

この届を出さないと8月以降の手当が受けられなくなり、2年間この届を出さないと資格を失います。また、「児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書」（提出の必要のある方には、6月に郵送しています。受給から5年経過する等の要件に該当する場合、就労状況などを毎年確認することになっています）を現況届に併せて提出してください。

て提出してください。※現況届はこども家庭課から郵送します。8月中の提出となります。必要な添付書類については、同封した「児童扶養手当現況届のご案内」を確認し、期限内に忘れずに提出してください。

◆資格喪失届

次のような場合は手当を受ける資格がなくなりますので必ず資格喪失届を提出してください。届出をしないまま手当を受けた場合、その期間の手当を全額返還していただくこととなりますので、ご注意ください。

- ・婚姻の届出をしたとき
- ・婚姻の届出をしていなくても事実上の婚姻関係になったとき
- ・児童が児童福祉施設に入所したり、受給者が監護または養育しなくなったとき
- ・遺棄、拘禁などの理由で家庭を離れていた児童の父または母が帰宅したときなど

◆その他の届出

氏名・住所・支払金融機関変更届など

◆【表1】支給の対象となる児童

①父母が離婚した児童
②父または母が死亡した児童
③父または母が政令で定める障がいのある児童
④父または母が生死不明な児童
⑤父または母が1年以上遺棄している児童
⑥父または母が裁判所からDV保護命令を受けた児童
⑦父または母が引き続き1年以上拘禁されている児童
⑧母が婚姻によらないで生まれた児童
⑨母が児童を懐胎した当時の事情が不明である児童

◆【表2】手当の区分と金額

（平成30年4月1日現在）

○全部支給の場合

対象児童数	月額
1人	42,500円
2人	52,540円
3人	58,560円
4人目以降	以降6,020円ずつ加算

○一部支給の場合

対象児童数	月額
1人	42,490円～10,030円
2人目の加算額	10,030円～5,020円
3人目以降の加算額(1人につき)	6,010円～3,010円

20歳未満の障がい児を養育している方へ

問 社会福祉課
☎内線1711

◆【表1】手当の対象となる児童の障害の程度

特別児童扶養手当1級	特別児童扶養手当2級
<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳の判定がおおむね1・2級(内部的疾患は例外があります)程度に該当するもの ・療育手帳の判定がA・A程度の知的障害である場合 ・精神障害者保健福祉手帳の判定がおおむね1級程度に該当するもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳の判定がおおむね3級(内部的疾患は例外があります)程度に該当するもの ・療育手帳の判定がB程度の知的障害である場合 ・精神障害者保健福祉手帳の判定がおおむね2級程度に該当するもの

特別児童扶養手当を受けることができる方

精神、知的または身体障害等のある20歳未満の児童を家庭において監護している父もしくは母、または父母にかわってその児童を養育している方が対象となります。なお手当を受けるためには、申請が必要となります。

※【表1】参照。

◆【表2】手当の額

等級	等級月額 (児童1人につき)
1級	51,700円
2級	34,430円

◆【表3】手当の支払日

※11日が土・日曜日、祝祭日の場合は、その前営業日となります。

支払期	支払日(支給対象月)
4月期	4月11日(12~3月分)
8月期	8月10日(4~7月分)
12月期	11月9日(8~11月分)

◆【表4】所得制限限度額表

扶養親族の数	請求者(本人)	配偶者および扶養義務者
0人	4,596,000円	6,287,000円
1人	4,976,000円	6,536,000円
2人	5,356,000円	6,749,000円
3人	5,736,000円	6,962,000円
4人	6,116,000円	7,175,000円
5人以上	以下380,000円 ずつ加算	以下213,000円 ずつ加算

ただし、次の場合は受給する資格がありません。

- ①児童および父、母または養育者が日本国内に住んでいないとき
- ②児童が障害による公的年金を受けることができないとき
- ③児童が児童福祉施設に入所しているとき(親子入所を除く)

特別児童扶養手当の額および支払日の額

手当の額は認定請求をした日の属する月の翌月分より【表2】の額が【表3】の期日にて支給されます。

手当を受けるためには、市役所の社会福祉課窓口へ次の書類を添えて申請してください。知事の認定を受けることにより、県から手当が支給されます。

手当を受けるための手続き

所得による支給制限

請求者(本人)や配偶者および扶養義務者の方の所得が【表4】の限度額以上である場合は、その年度(8月から翌年7月まで)の手当が支給停止となります。

- ◆添付する書類
- ①請求者と対象児童の戸籍謄本(抄本)
 - ②請求者と対象児童が含まれる世帯全員の住民票の写し(続柄・本籍がわかるもの)
 - ③特別児童扶養手当認定診断書(所定の診断書は社会福祉課窓口にあります)
 - ④その他必要な書類
- ※①および②は、交付後1カ月以内のものを添付してください。
- ③特別児童扶養手当認定診断書(所定の診断書は社会福祉課窓口にあります)
- ※診断書は、診断日から2カ月以内のものを添付してください。ただし、次の場合は診断書の添付を省略できる場合があります。

- ・合がありますので窓口にご相談ください。
- 療育手帳の判定がA・A
- 身体障害者手帳(内部障害を除く)の等級が1・2・3級
- 金融機関通帳
- ※必ず請求者本人の口座名義のものをお持ちください。児童の口座には振込できません。
- ・マイナンバーのわかるもの(通知カード・個人番号カードなど)

◆手続き・問い合わせ

手続き…社会福祉課窓口
問い合わせ…社会福祉課
☎内線1711

